

○津軽広域連合正副広域連合長会議規則

(平成10年2月10日規則第7号)

改正 平成19年3月30日規則第2号
平成22年11月25日規則第3号

(設置)

第1条 広域連合行政運営の基本方針及び重要施策について審議し、その総合調整を行い、広域連合行政の効率的な遂行を図るため、津軽広域連合正副広域連合長会議（以下「正副広域連合長会議」という。）を設ける。

(構成)

第2条 正副広域連合長会議は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 事務局長

2 前項の職員に事故あるときは、その代理者が出席することができる。

3 広域連合長は、必要があると認める場合は、会計管理者及び関係市町村の担当課長又はそれらの代理者を出席させることができる。

(付議事項)

第3条 正副広域連合長会議に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合行政運営に関する基本方針及びこれに係る業務執行計画に関する事項
- (2) 重要施策の策定に関する事項
- (3) 予算編成に関する事項
- (4) 議会の議決事件に関する事項
- (5) その他広域連合長が必要と認める事項

(報告事項)

第4条 正副広域連合長会議に報告すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正副広域連合長会議で決定した事項の執行状況に関する事項
- (2) 法令の制定改廃等により広域連合の行政運営に特に重大な影響を与える事項
- (3) その他広域連合長の指定した事項

(会議)

第5条 正副広域連合長会議は、必要に応じて広域連合長が招集し、主宰する。ただし、広域連合長が主宰できないときは、職務代理の順序に従い、広域連合長職務代理者となる副広域連合長がこれを代理する。

2 副広域連合長は、広域連合長又は広域連合長職務代理者に対し、正副広域連合長会議の招集を要請できる。

3 会議は、非公開とすることができる。

(発表)

第6条 正副広域連合長会議に付議又は報告された事項で外部に発表する必要があるものについては、広域連合長又は広域連合長が指名した職員が発表するものとする。

(記録)

第7条 総務課長は、正副広域連合長会議の結果を記録し、保存しなければならない。

(庶務)

第8条 正副広域連合長会議の庶務は、総務課において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、正副広域連合長会議の運営について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、この規則による改正前の津軽広域連合正副広域連合長会議規則第2条第3号及び第4号の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年11月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。